個人情報取扱事務委託基準

１　趣旨

この基準は、横須賀市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の実施機関が、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業を委託しようとする場合に、条例第13条（委託に伴う措置）に基づき受託者に対して個人情報の保護に関し措置すべき必要な事項を定めるものである。

２　対象となる委託契約

この基準の対象となる委託契約は、実施機関が個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を実施機関以外のものに委託する契約の全てとする。

３　措置の内容

（１）実施機関は、個人情報の保護に関し必要な措置として、別添「個人情報の取扱いに関する特記事項」（以下「特記事項」という。）を契約書等に添付するものとする。

（２）特記事項は、個人情報の取扱いを伴う標準的な業務委託における記載事項としているため、契約の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不用な事項を削ることができる。

（３）不用な事項を削る場合は、必要に応じてあらかじめ総務課に相談すること。

４　委託に当たっての留意事項

（１）個人の秘密に関わるようなセンシティブな個人情報及び特定個人情報は、特段の配慮が求められるので、委託を行うに際しては慎重に検討すること。

（２）委託の内容により個人情報の利用目的、利用範囲等を明確にし、受託者において目的外利用等が生じないようにすること。

（３）個人情報の適正な管理のため、実施機関が行う安全管理措置と同等の措置を講ずることができる相手方を選定すること。

（４）入札（見積合せ）等においては、受託者において個人情報保護のために措置すべき事項について説明を行い、契約に当たり支障が生じないようにすること。

（５）委託契約を締結する際は、あらかじめ「個人情報取扱事務委託登録票」（以下「登録票」という。）を総務部総務課（市政情報コーナー）に提出すること。ただし、記載内容に横須賀市情報公開条例で定める非公開情報がある場合は、当該部分を除くものとする。

５　受託者に対する説明事項

（１）共通

①　受託者に対して、特記事項の内容について十分説明し、理解を得ること。特に、再委託の承諾に当たっては、受託者が講ずべき個人情報保護のための措置が、再委託の相手方においても同様に講じられるように、受託者から再委託の相手方に対して必要な事項を説明し、理解させること。

②　受託者及び再委託の相手方は、条例第14条（受託者等の責務）に基づき、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負い、罰則適用の対象となること。

③　受託者は、管理責任者及び従事者に対して、個人情報の保護及び情報セキュリティに関する教育及び研修を実施しなければならないこと。

④　受託者の電子記録媒体に記録された個人情報の消去に際しては、当該個人情報を消去した旨の報告書を提出しなくてはならないこと。

⑤　委託後において、個人情報保護のための措置が的確に履行されているかを確認するため、必要に応じて説明若しくは資料の提出を求め、又は立入調査を行う場合があること。

⑥　その他、個人情報の保護に関し必要なこと。

（２）取り扱う個人情報にマイナンバー（個人番号）を含む場合

　　　①　特定個人情報の取扱いを伴う業務について、再委託を行う場合には、番号法第10条第１項により、委託元の許可を得る必要があり、許可を得ることなく、無断で再委託を行った場合には番号法違反となること。

　　②　特定個人情報の取扱いを伴う業務を委託する場合における受託者及び再委託の相手方は、条例第14条（受託者等の責務）に基づき、特定個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法律」という。）第12条（個人番号利用事務実施者等の責務）に基づき、個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じる義務を負い、法律に規定する罰則適用の対象となること。

　　③　委託契約期間中、特定個人情報の取扱状況について、委託元に定期的に報告しなければならないこと。

　　④　受託者が保有している特定個人情報の消去に際しては、特定個人情報の形式の如何にかかわらず、当該特定個人情報を消去した旨の報告書を提出しなくてはならないこと。

６　複数の段階にわたる委託契約を承諾する場合の留意事項

（１）事務又は事業の委託契約の性質上、再委託の相手方が更に委託を行うこと（再委託の相手方から委託を受けた受託者が更に当該業務の全部又は一部を委託する等、複数の段階にわたる委託を行う全ての場合を含む。以下「再々委託等」という。）を認めるときは、当該委託契約の実態に即して適宜特記事項を修正し、又は再委託承認申請書の記載事項の修正をするものとする。

（２）５「受託者に対する説明事項」（１）①、②、⑤、（２）①及び②の規定は、再々委託等の受託者に対する説明事項に準用する。

７　条例との関係

受託者は、委託契約において、実施機関と同じ立場で個人情報を適正に取り扱う主体となることに鑑み、当該契約に伴う個人情報の提供は条例第９条に規定する「外部提供」とは捉えず、横須賀市個人情報保護運営審議会への諮問は要しないものとする。

ただし、受託者は、委託契約に基づき個人情報を取り扱うこととなるので、当該契約の透明性を確保するため登録票を提出するとともに、受託者における個人情報の適正な管理については、所管課等が責任をもって監督に当たるものとする。

附　則

　この基準は、平成22年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この基準は、平成25年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この基準は、平成27年10月21日から施行する。

　　　附　則

　この基準は、平成31年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この基準は、令和３年４月１日から施行する。